

市営霊園・墓園の管理体制について

1 指定管理者の募集結果

市営霊園・墓園の指定管理者については、第1回目の公募で応募がなかったため、現在の指定管理者に対して、継続の打診をしたところ、応募の意思がないことが明らかとなり、また、応募期間内に問合せもなく、長年当該事業者のみで行われてきた事業への新規参入も期待できないことから、二次募集の実施は困難と判断した。

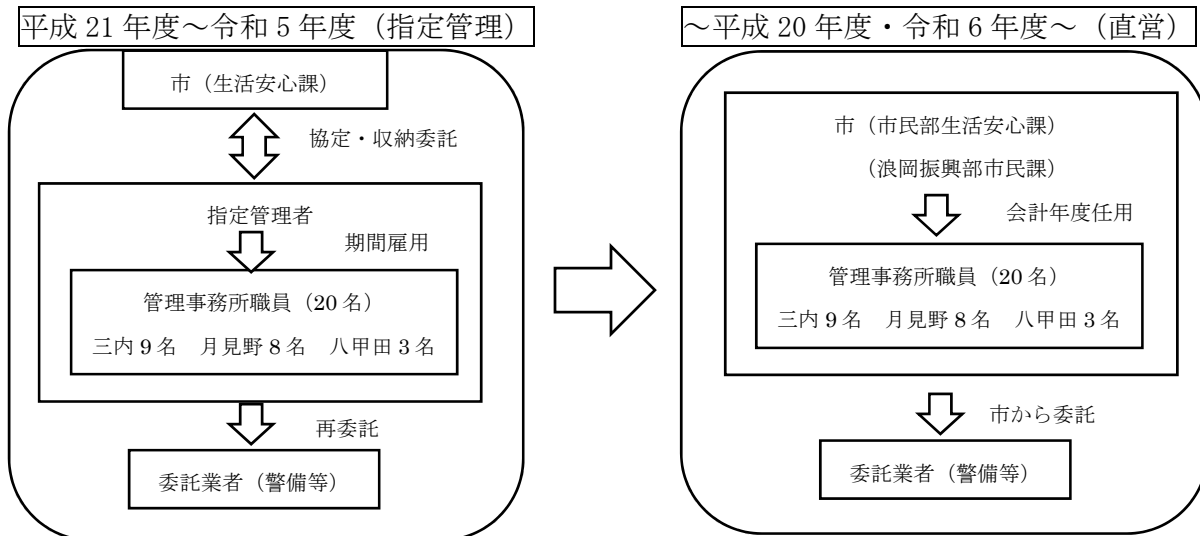
この結果を受け、市営霊園・墓園の維持管理・運営に影響をきたさないよう、来年度から当面の間、市により直接管理を行う方向で、管理手法や体制、予算などについて、関係部局と協議してきたところである。

2 令和6年度以降の管理方法と体制

指定管理者に変わり、市民部生活安心課・浪岡振興部市民課が、直接市営霊園・墓園（三内・月見野・八甲田・浪岡）の維持管理・運営を行う。（平成20年度以前の方法）

具体的な業務については、各霊園管理事務所（浪岡を除く）に配置される会計年度任用職員により行い、専門的な業務は、業務委託により行う。

今後は、委託可能な業務については、できる限り移行することとし、再度の指定管理者制度導入についても検討を行う。



3 霊園管理事務所における主な変更点

- ・会計年度任用職員の就労時間に合わせ、管理事務所の開所時間を、変更する予定。
（墓地公園としては従来どおり時間制限なし）
8：00～17：00 ⇒ 8：30～16：00
- ・管理事務所における霊園管理手数料の収納は、指定管理者への私人委託の終了に伴い、8月13日（お盆）のみの受付とする。（口座振替、郵便振替の案内などにより対応）

4 周知について

広報あおもりや市ホームページ、各庁舎、各支所・情報コーナーや各霊園管理事務所における掲示、市営霊園・墓園の利用者に対しては、直接納付書等郵送の際に周知する予定。